漂流言上記

862
8

ガラス使用

862
8

漂流言上記

漂客問答話

完

ガラス使用

862-8

帝国図書館蔵

勢州白子村彦兵衛船神昌丸船頭幸太夫（并水主）破船十二ヶ
年以前「おろしいや国」エ漂流此度送来致訳申上
上候取紀に一件

一　此書国名と人名と合印
国名ハ「　」如斯
人名ハ△　如斯
道り或ハ其国ニ而所の名たるもの○　如斯
言葉ハ□　如斯也

ガラス使用

幸大夫破船漂流一件海上来ル訳之事

右人ハ伊勢国亀山領之内南若松村出生ニ而天明二寅年十二月同国白子湊ニ而船神昌丸と申船ェ紀州御廻米積入候而江戸表へ参り候ニ付乗合十七人乗組同月十三日之所出船いたし駿河国沖ニて十三日夜半より大風ニ相成候所俄ニ西北の風烈敷楫打折翌之朝荷物を捨て相働沖の方ェ吹流され翌年卯の正七月まて八ヶ月の間海上ニ漂ひ居候内船ハ表積来ル米を給ミ合命を助り水も絶き候而樽のふたへ工夫を打究を晦ヶ夕へ文字を書ニ雨を待候所折節雨も降来り追々取溜雨水を請候ニ付水を溜へ置し其内七月十一日夜乗船の内幾八と申者相果申候同日小市と申者見方を見候処山のやうなるものの見へけり候と申寄り候へは見候所先ニ中帆打外船を漕り至り候而又候え見へ候は山と見得候皆々悦出候内寄船も続き山より見候付表を穂よいたし小サキ帆を揚縄を二ヶ所ニ掛ケ楫へいたし右湊近く参り候処其一向木もなく岩ニ湊より候へとも端舟をおろし薪其外儀ある船中より荷を積参るし参り候て岸へあがり山の方へ参り見候へは蝦夷人体のもの拾五六人連ニ山の際を通りて五六人側へ寄候ニ付漂流の始終申聞候処一向言語も通し不申袖を引仕方まていたし候へは頭拝いたし候へ皆々中ニハ何ぞ之彼者夫相礼し候ニ付船共参りはて家居もあるべしと申候へ共中々参り見ニ可申と申合候色々相談仕候所小市初め庄蔵清七磯吉五人之所ニ参申候彼者共の跡ニ付日本の道ニ而三里程参り候所山外より赤き衣服を着し鉄砲を持候之者参り候者のこのものを見候故何角と申聞候ハゞ側ェ参り色々双方より見申候へ共一向言語通し不申漸く仕方ニ而いたし候へは最前之山ニ参り候語ニ付小の方海縄ェ参り候所家居も在之然ニ申近付て行候へは日本の麹室のことく穴を堀候家根大ニ渡ひ居家ニ而穴の口ェの所彼者日たけ空様ニ而相成候仕方ニ而たしへ参り食を進メ候所何とも白粥之如きものを何く出候所先ツ幸大夫ツたべそれニ而

ガラス使用

磯吉小市を始一座之人を連立彼赤衣着候人両人ニ付添道々登山の（衣服我カ役義本カ）
くミへ参り候ニ付何事も知らすニ参り候道々にて鉄砲なと持チ候
侍も見へ候得は殺しニ参り候やと存候ても死候ハヽ一所ニ死ニ可申ト磯吉
始追々其外赤人参り居候小屋の内へ入候処見物共出り中ニハ
かれ是申者有之候内ニ日も暮ニ成候ニ付白真の障子と下ケ居ニ角
のよふなるものを見て面部ニ掛ケ其後筋見へし申候尤二三
十人参り居候者共ニ而も大ニおそれ入候趣を見候ニ付夫ニ而赤人
人ニ候得ともそれハ安堵仕候外ニハ夜も明ケ候ニ付右船ニ参り候赤人の家ニ
蝦夷人同様の者共持参致し候ニ付船ニ参り候ハヽ病人おもさせ候ニ付夜
ニ木囲ニ揚岩穴ニいたし候ニ付右岩穴の内へ入申候船ハ磯の縁ニ繋き切
庭ニ岩有之候ニ致半見道々升岩穴へ入申ニ付岩穴へ毎夜并ニ翌日
病人共ニ人を蝦夷同様のものニ背負せ彼赤人の小屋へ参り申候右赤人ハ
「ヲロシヤ」国王へ運上を出し此嶋の名を「あみしやつか」と申候○らつこの
皮類を仕入ニ参り候よし右「ヲロシヤ」の商人共も人を雇ひ
手代を遣し所々嶋々ニ差置候ニ付是を漂流人共も大せひの事而

小屋抔内も世話いたし候得は彼地ニ参り居候外ハ赤人の方ニ而様々の
用ひ候得共言語一言も相分り不申候ニ付二十日程ニ三ケ月と云下ニ色を見セ九日
云ふ事を見せ候ニ付并ニ其後手真似ニ而漂流を致候得共何事やら相分れ不申同年八月
五日船親司三五郎死去仕候是ハ磯吉か親ニ御座候同十一日船子七次郎
兵衛病死仕候同年十月十六日船子安五郎病死同廿三日上乗
作次郎病死同十二月廿三日船子清七病死同廿四日船子長次郎病死仕候
辰九月晦日藤助病死いたし候此嶋ニ彼是四年程居一向言語合
不申候得共赤人共物を習ひ覚え候附ニ口ちよめ申候ニ付皆も少しツヽ
と覚ひ此方へ物を見せ候得は口ちよこと申候得は何もこうくと申候
まいり此嶋の名ハ覚へ申候此嶋ニ上り二年目の七月此方
船ニ参り見る処其船ハ申もなく彼是いたし候ニ付何事も力を落し居申候処
右破船の船通りニ而揚置候木も無之嶋ニ而流れ付候流木并ニ傳運ひ
やうやく右の船より小さく船を作り申候天明七未七月十八日「あみしやつか」
を出帆いたし船四百里程参り又其方ハ七大ハ分ニ右嶋迄同年八月
廿三日ニ「かむしやつか」ニ着船仕候此所ニ彼蝦夷同様の者共

たふし候處是ハ申候ハ「おろしや」の地續ニて則「おろしや」の代官并参り居候

町人共も罷居いたし申候 當所ニ九ヶ月逗留の内右浦ニ罷居いたし参り商人共

代官江引渡申候ニ付番人[illegible]代官宅江着候節役人并醫師共渡世の

者ニ人附添食事迄代官ゟ相渡申候 物語宿[illegible]の節ハ[illegible]并牛肉牛乳ニ而

送り候ても相送り給而候得共千[illegible]着ホ給ニ十人[illegible]當所飢饉（キキン）ニて

（餓カ）餓死いたし候者も有之 仕合承合相尋申候 代官方ニても[illegible]人ハ一日小半[illegible]之寸四方

米壹合ツゝ人江相渡候ニ付一向引足り不申 氣色ニ平生ニ[illegible]大キニ飢足ニ運（ハコ）ひ兼候

事く出候仕合ニ難渋致候ニ付旅宿の亭主様の事を指[illegible]皮ともさえ之の[illegible]枝[illegible]

耳皮を結候ニ付右の通致候而咽（のんど）江通り 市ハ餓飢死致候ニ付又[illegible]

給中代官まて[illegible]葉いたし五月まで[illegible]根ニ致候[illegible]志の[illegible]五月ニ相成候で川も明き[illegible]

浜出ニ[illegible]いたし中此内ニ明ル卯四月[illegible]松病死仕 同[illegible]病死 同

年[illegible]首[illegible]病死仕 相右飢餓（ツカレ）やりくと[illegible]志の[illegible]取[illegible]川も明き

餞[illegible]太キ[illegible]の[illegible]〇ち[illegible]やと申魚漁出とれ候ニ付此着まて給[illegible]

役人[illegible]下代官△かつひたん並[illegible]嘉[illegible]連同[illegible]日年六月[illegible]川舟ニ[illegible]

「かむしやつか」お[illegible]川の義も[illegible]まて舟の往場[illegible]いたしまて[illegible]

右川舟の義冬の内ハ川ニ[illegible]候ニ付（綱カ）網まて[illegible]より七里程中川通十七日路参り一日山越いたし

それゟちきり路△ちきりと申処江着船いたし當所まて「かむしやつか」ゟ之百七十里程と相

此所の△ちきりニ番支度ニ銀二十五枚[illegible]江 引十枚ツゝ代官ゟ世話いたし申候

一「ほろとかれ」と申処の者人「へれかれふ」と申処の者[illegible]参もんま[illegible]近寄（キ）も破

取いたし者人ニたまけられ番支度[illegible]十日[illegible]ニ相取いたし[illegible]水ニ[illegible]逗留

いたし支合陸路至参り當所江よりし同所ニ逗留いたし候

一△ちきりと申所同年八月路ニ出帆いたし同月[illegible]八百里の所△あほつろと申所江三十日

ニ着[illegible]而代官[illegible]宗合[illegible]三[illegible]役人[illegible]一日[illegible]（茶）碗を遣こし一斗と

お渡食物〇ちゑれむしやと申[illegible]難儀いたし陸通

[illegible]評議の内順風ニ相成「かろつか」江[illegible]と致着船番支度江銀銭三十

五枚の者の江同銀銭[illegible]枚[illegible]支度ホ仕[illegible]十二日ニ而逗留仕[illegible]

同所の者[illegible]役人共[illegible]九月十三日[illegible]「やふつか」と申[illegible]

宿[illegible]食物[illegible]馬の[illegible]夜中ニ[illegible]まて[illegible]

の[illegible]つり出宿いたし[illegible]木の枝を折[illegible]

寝不申[illegible]又ハ[illegible]同年

ガラス使用

十二月ニ至「やくつか」（やくつうか）エ着候右処ゟ十三里程隔しは此所を「おろしや」迄ゟも小東の方ゟ
至り申候六七八九四ヶ月之間昼夜之差別なく夜日の入るも昼北日雲は日より出る卯ゟあらわれ申
所ゟ極寒の海上ゟ卯子四百里程も遠く候由右海上夏ゟれ着おかく氷居人家も
「やくつか」ゟ七百里程の間ニ△やこと「やくつかの南之方」住居致ゟ百丈か先ゟ住居
致ゟりはその右の海ゟ之嶋の身ゟ之家などなく白北角の其の内
猟商致し諸国エも渡り申候「やくつか」ニ参候内首支配ハ銀銭二十五文程ゟ羽織
訳ハなく代官ニ世話ニ罷成同年十二月十三日「やくつか」出立此所ゟ大成官舟のうへ
箱書屋敷ゟとの請取いたし先ニ三馬牛ニ引せ寛政元年二月十三日「いるこうつか」エ着いたし候而「やくつか」ゟ「いるこうつか」迄ニ道法卯子四百八十六里
此所ゟ国王の郡エ「へるほう」と申ものの頭差出し府ゟ進いたし参申候
銅銭十枚ツゝ日ゝ頒料として則代官ニ渡ゟしたは猶ハ而始メの通り国ニ致
此所ゟ当り申て其並の役人も在之べくの由申来ニ付亦又願書差出し申候
ゟの内「かむしやつか」ゟ「やくたほつか」迄日数いたしは下代官此所エ着いたし
而エ連歩行引合候ニ付近日ゟく御出而エ役唯いたし而し
而罷出候内此度送り来りは○かくむつ郡○きりろと申者別ゟ懇ニ

私共儀先頃ゟの病氣いたし其後右節の内二三人相果一日も早く帰国仕度
帰りたく存候ニ付私共「へるほう」迄の御役人御取計ひ此度日の返事ニ此方ニて住居いたし
商ひ致候ハゞ今年の外ハ国元ゟ借家も建遣し年貢も差免可申旨被申聞候
右之節帰国の事の儀申上候ニ付而エ願一統ニ帰国住居申候○
きりろ殿ゟ世話仁心の者ゆへ致し候心付殊の外世話いたし候而も旅宿迄送り
候得共又ハ二度目の願書差出し候所二月ゟ正月迄御請何ノ沙汰
も無之候ニ付○きりろ申出候て郡角ゟ役人方迄国王エ不申而は相済
申候ニ付同処いたし「へるほう」エ参り右私共の内ゟ此度ニ拙者内宗
の内九右衛門と申者同年十二月致病死候ニ付此度も相果候ニ付同十二日葬送
○きりろ○あくむ者を人并ゟ大舟のうへエ大キ
なる書屋のを相葬候而も右の内エいたし馬ニひ色申候宗組の内
死後との人相しは私共人ハ大病ニ而「おろしや」宗旨ニ相成候の内ハ
「いるこうつか」エ残置候

一国王の花石持参りはニ付（花石ハ日本のへきう）「てる」を受とか持参候ニ付食物
皆以○きりろ物の昼夜道を急「いるこうつか」迄「ぺるほう」

ガラス使用

の役人居候而御座候所、拾三里程参候而「もくすこ」と申所ニ一日逗留いたし居申
日数三十日程相掛同年十二月大方国王の都ニ着仕

一宿場の義、宿々宿を見掛候而も馬を出し、駅路中は道のあしき場所ニ而も乗り候而馬十八九疋ほど
も継立候而、右寒気道の悪敷所ハ犬を仕立（も為引候事）昼夜四五里位ツゝ参り申候
「へてるほる」ニ着いたし候節ハ右役人の方ニ○ちやうちよつき逗留中
○ちやうち病気付候以の外の大病ニ相成、百日計外候而看病被致候得共終ニ
相果、葬送いたし候。国王ゟ「いなこつこ」と申候。是大病ニ相成「おろしや」の宗旨ニ
相成候日月日相国王の葉様被為見候共右葉様ニ而「へてるほる」ニ也申候

一同年十月頃国王ハ召出され、逗留中右役人を以申渡候ハ日本ニ帰参致させ
可申渡之。是又十二月頃右役人宅ニ召呼候而銭を被下、国王ゟ金の盃（銚子）壱、香箱の
やうなる物三入壱ツ並其外同所漂流人右役の役人方ニ而申出金の丸き表の
方ハ当時国王の姿裏の形元祖国王の姿彫付有之候根付時計壱ツ并ニ時計燈
卅入ハ細工よろしく「おろしや」の産物ニ御座候由。「すかなう」と申玉を渡り、皇王面きん
彫国王の前ニ而町人ニ而も杯被下候（此盃国王ゟ被下候事は世人に而も寄）
此町人の内ゟ三人ニ而物の乞を首ニ掛け往来いたし候を何と所もなく

申間敷、右板ハいたし不申候

一「へてるほる」の役ハ広サ日本の道ニ弐里四方も可有之候、武士並浦町家ニ而も家作りハ
二階三階ニ作り、家の内ハみかき石或ハ珍木を以石の如く仕、腰掛並ニ右腰ハ紅毛
らしや等を以張有之候。往還のうちニハ石の塀ニ而十間程の川有之、堀通ニ而両岸ハ
唐石の石垣三尺位の上ニ有之、右岸並板の如ク玉ニ而細工見事成石垣ハ
無之候。石見る事ニ候得共、右十間程ツゝ隔候而水汲口ニ役所を拵、合より少しさ所ニ
橋をかけ石ニ而四方ニ掛出し並橋板無之、中を續候中石を杖ニ而ハよふにいたし
此川ニハ船橋ニサ百廿間有之候よし、国王の居所ニ而ツ宮殿ハ役人も北石垣有之
諸国之船又ハ大船ニ而掛ヶ水ハ海の方ニおちて宮中ニ入見る事有之右ニ水の通
有之ニ右ツ而砲台を取（なかか）、むびいどろ細工ニ而夜分往来のため挑灯掛有之
これ有候

一番所ゟ支度ニ金銭百文并拾枚小市破石ニ而拾枚ツゝ銀の丸金ゟ壱文ツゝ共日限の
上の壱枚ツゝ居申候。宗旨ハ○きひ川と申、寺の相撲壱ツ並路次伝馬口迄共の由
右役きん宗旨何れも△きりろニ而相頼候世話いたし其上ニ而もかつい人足の儀ハ
此金の金ハ無之「かうんつくや」と申所の金ゟ小サキ金二ツ九有之候位の事直段ニ

ガラス使用

書残候旨書文を以「へてるほる」九ヶ月逗留中小市等掛合談之の上而も候由之

此之手返金仕候

一　五月頃より八月頃迄て「へてるほる」を廿里程隔れ「つあろすせろ」と申所え

引越住居いたし罷在候

一　「へてるほる」（私共方）逗留中所ニ重役人或ハ大町人ニ而誘引会釈致候旅ハ役人旅宿（為致）

日々地元ニ参重役人方々え相招申ニ付同居いたし候処自分宗門かく尼相仕候

國王女帝ニも心やすく与被申仕候子息様方も日本人珍らしく側近く寄召候

御相手仕候

一　亥十月廿日「へてるほる」出立△「きりろ」并同居より「もすくわ」と申所え着其ニ重役人え病面

十月頃段逗留出立子正月廿日「いりこつこ」え着仕候其ニ重役人え参居候

五月迄出帆いたし候ハ根室中ニ滞留中渡ハ酒食被下ニ而相成師被下乍り

より同国五月廿日△「きりろ」并「あ□む」同居ニ而通詞ニ而程く同所出立

いたし候六月十九日「やこつこ」着相成七月十日同所出立八月三日「きりつこ」

と申所え着仕候△「あ□む」并大船頭小市右役人旅宿之の三十九人并書文被為小市等会

四十郎人参組九月十五日同所出立仕同年十月十五日東蝦夷「ちぶ□」え着仕候日本の九

三日ニ相成り申候天明四辰年から日本の暦にて此所「おろしや国」の月日相用ひ候

一　小市儀ハ寛政五年丑四月二日東蝦夷「きいたつへ」の内「ねもろ」と申所ニ而病死仕候

一　「へてるほる」近辺ニ而并も御座候得共離参ニ而候有之茶ハ参るかし候先達而方々ニ而

渡来候所私自身御座候ハ「きろしや」国ニ而ハけさその多く有之候其外役所ニ而渡人

銀山も多く有之同役所ハ別て銀山之所ニ而ハ相根も尾も延候ニ付薬被出通用金ハ大小

「おたんご」と申所渡り申人面銭と申候國王の似顔を彫付有之候國王の紋「ぺてるほる」ル家数

万余之有所余「いりこつこ」「やこつこ」九家数家有所経「つかくむ」「いやあつ」ル家数有所余

（おろしや国中ニ而役人并百姓之物とも死罪無之候）

一　「おろしや」国ハ茶種茶并ニ而無之候銀山有之ハけさその万事半る大小運送仕候飲食ハ

大麦小麦有所ニて酒より飲年肉類麻魚類食に用候其外万事品物有之

喰候て草種を以て寒流より鉄を以て東方之年　（寒国ニ而）国法ニ而面々産物相渡ニ

相済

一　「をろしや」の内ニも極別候の寒氣ケ所余程有之「やこつこ」と申所と「しひりや」と申ス

蝦夷ニ似候もの山奥ニ住居鉄炮の毛服中まて其外髪の有之ハ近辺の様え而来候

ニ而ニ而申所ハ土地をも死仕候死去之節の者ニ而家も無之手る大工を多く

相居申候薬物相運候兼而相仕候不死之物茶種を耕作仕候右の者共（利）

ガラス使用

爰旅人往来車或ハ高舟抔ニ而来年七此の所往来ハ稀ニ御座候。異人 按ニ而よ
此国の大日本の絹麻絹も有之候此方を延売買仕候ハ金子高も仕リ
但シ住居家々ハ毎年々の畑人を為ましく壁ニ塗申候此道の者ハ
耳ニ出入を抜又ハ鼻ニ穴をあけ或ハあごヱ穴を明ケ鳥の骨を以〔?〕の
やうニ唇の下ヱおし申候は何の為ケ何の為ニ一向分り不申候此度日本往候「あ
めりか」之ものも「おろしや」風俗ニ在哉唇の下ヱ穴を明ケ居申候

一「をろしや」ニ而て〔?〕国之秋の末より海川氷〔?〕候ハ、「べてるぼる」の辺并近辺の
船ハ格別之義国ニ而通船ハ毎年九月十五日限り出船仕夏ハ四月末之四月の
末ヘ行きてハ湊ニ船之義ハ堅く停止ニ御座候 初ハ九月十五日と申入候「ひんせ
す世」ヱ是ハ「ねめつ」と申国之「られつこん」是ハ出坊の国此所ニ出張有「きいたいす世い」
是ハ唐土の属此国之ハ右上乃ニ是も此所ニ出張之者も国ニ而余国之者も
「おろしや」国ヱ出張致候ハ皆国ニ而役人御越候宗旨の義も〔?〕国の者
洛々別ニ致し何事ニ而も異人之候ハ〔?〕国ニ而参り候役人〔?〕ニ
立掛申候「をろしや」国之ハ手前国ひとの外捧不申候「をろしや」之又服ニ
の出口もめ〔?〕出張致し申候

一「おろしや」の様子役所ニ而て「べてるぼる」ニ而候得ハ夜中右の役所の門ニ
たゝきおれハト きゝて清とか箱を拵へ申候ト 右の箱ヱ子供を入捨置門ヱ入ましく右の箱ヱ張
訳書文是おし〔?〕右の様を見届申候は 其子役所の門ヱ張札をいたし此夜何時
何ぞ何の子供捨は何時何者の誰やニ〔?〕を出し申候 扨子〔?〕大勢門内ヱ入
捨子子供を見て集る事群集仕候
異人案ずるニ此国ニ而ハ人の生まれ左右の事もなんり此ニ小児に人々の
難渋なきハふつし ならぬ貧家の者続々の難渋之大切なる子共を捨候ふ
へし子をたつよう事 我朝の者信〔?〕〔?〕此法〔?〕仁ニ近〔?〕

一「をろしや」国之ハ重罪の者も死罪ニ不致耳鼻を切〔?〕〔?〕〔?〕
きしは若罪人〔?〕入穴年〔?〕〔?〕食物〔?〕〔?〕〔?〕〔?〕足ヱ
鉄のくさりを付け〔?〕〔?〕鉄炮を持〔?〕〔?〕食事〔?〕の
為〔?〕夜中〔?〕穴年内〔?〕〔?〕〔?〕人民〔?〕〔?〕〔?〕罪
極〔?〕外の穴年ヱ〔?〕〔?〕

一東〔?〕「こ〔?〕」ニ「おろしや」の人〔?〕内湯風呂〔?〕〔?〕〔?〕
ぬ〔?〕むろのこ〔?〕〔?〕

ガラス使用

焼け石火を消しそれへ湯浴（アミ）致し申候日本の湯風呂のやうなる様子ニは無之

一「をろしや」国は広大の国にて候得共王と申人別して大王の城と申は日本の御大名
方の居屋敷程の趣にて武備なども不厳（きびしからず）存候只鉄砲并具足などは多く有之
尤其の国の人気柔和にて何事とても一向切支丹不申此国の儀開け候而年より凡九十三年に相成候由

一神昌丸乗組十七人の内十二人病死致し五人庄蔵新蔵大病にて「いりこうつく」に罷在候新蔵儀
儀ハ病気なからくされ候ひざぶしより切落し罷在候当時役人仕有之候来る絶体出府お
旅根本候皆折警候

一役人（なてやちろいすき）
「をろしや」国ニて通り来るの名まく
あをむ。（名下云）きりろ。（欽名云）いちらつく（右名とより）をし—　をする者人の名ん咲く

一大船頭（はうはうしか）
とーれい。ひよりとろ。いちろふくふ
（是皆右し直之）

一通詞（へりすり）
なこる。いとのいち。さころこふ
（此人地方役人兼帯ニ而勤合）

一地方役（せいしんやと）
まうるん名
いとんせりほい。ちたらへちんこふ
是ハ日本の久助と申こと

一小船頭（ちうちうすけ）
わーれいいとのい。ちをんらん。れわふ

一脇小船頭（はうちうすけ）
ひりほなき。もいちむ。ほいれふ

一湊役（はつすし）
ちへほんいとのい。ちさほしれ

一商人（あうへつ）
いとんきり。こりいち。いほろもーのふ

一同
うらすにき。ふろいち。ばひらう

一代友倅
とーれい。いとのい。ちこをふ

一大船頭倅
をれきせい。とーれい。いちろふりふ

一手先
—しやほり—

一大筒役（きうさと）
名不知

一鉄砲役
同

一船方（かうちう）
大ぜいにて不知

都合四拾人

右者音文訛音漂流ニ而作紀の録あらまし　書面之通不
足候ものや

寛政五丑年七月

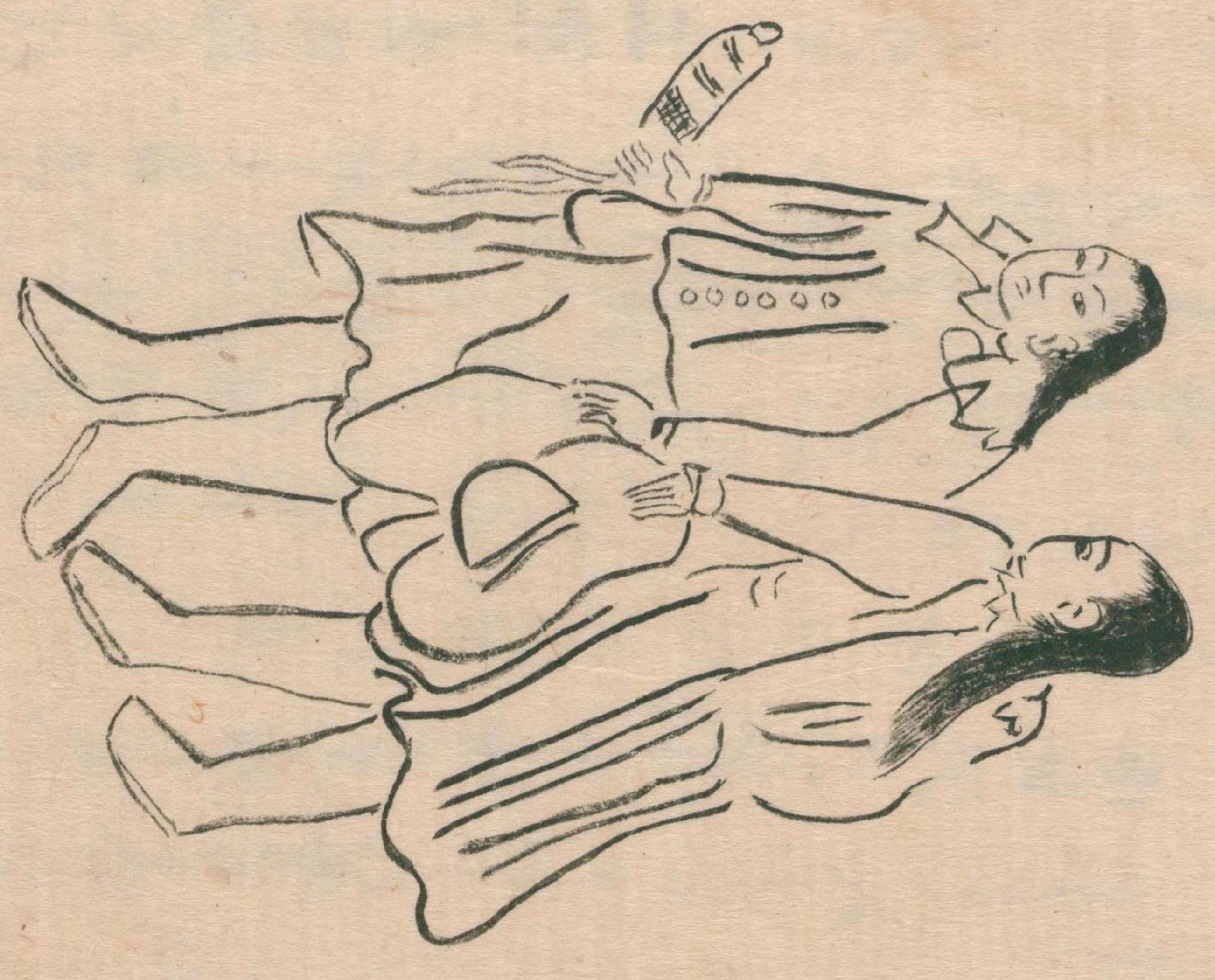

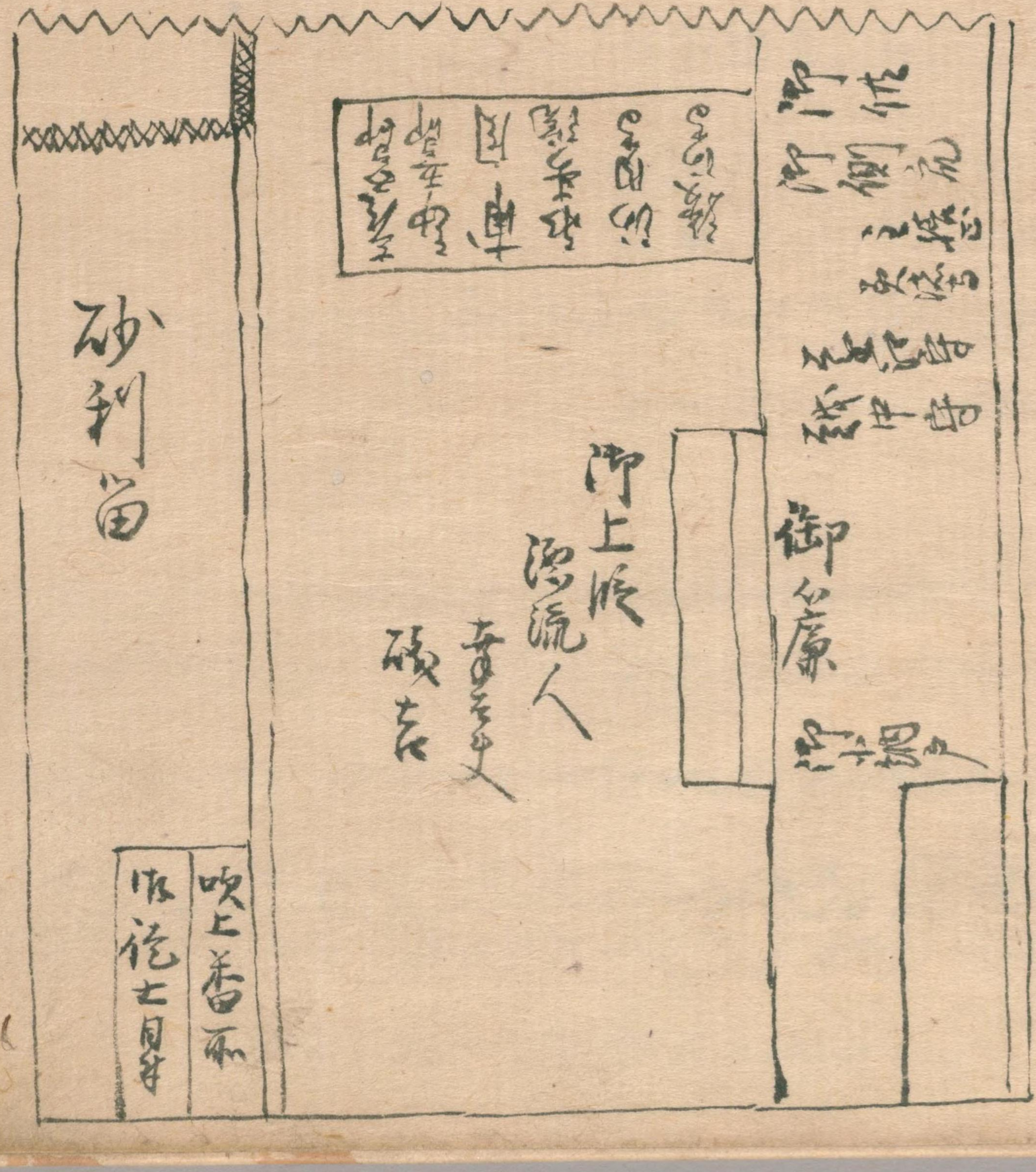
御簾
漂流人
幸太夫
磯吉
砂利
吹上番所

寛政五年丑九月十八日吹上の御見物所よおゐて天明二年壬寅十二月十三日勢州白子を出船し其夜駿河沖まて吹放され（ただよ）同三卯七月普西並の屬島のうちすかくいふ地へ漂着しそれより〇かむさつか〇をほつくいるくつかといふ地へ經歷しゑうろ巴洲なるおろしや國都へ出女帝よ見へて許をうけ去年九月なるぞの根もといふ地まて彼國の舟にて送り返されたる神昌丸の船頭大黒屋幸太夫同水主磯吉なるものと上覧在此両人は正面に御簾をかけ御遠見あるよしよ御庭をあふけ居る御入側まて松平越中守殿をはしめ平岡美濃守井上播正列座其余張出を構へて御小納戸頭取亀井駿河守小野河内守其外御小納戸衆列座其外目付衆事の由を最後まて俟て此所と命せらる次ニし御目付中川勘三郎先輩衆坐多人を日記事し御庭御後白洲小納戸頭取依白洲よ床几二脚を居る是ハ両人の為よ御庭よふく両年の初到しられハ幸太夫磯吉と〻幸太夫ハ齢四十髪を三ツよ結て後よたれし襟よハ黄金にて造れる小さき環のごとくなるそのうけ様をの紺羅紗見ママて割なしらる筒袖のかた衣朱まし衣き虫の衣紐を放し白し織物なり海と見る緋地の綿乃下着をちらくし足よハ白き莫大小（めりやす）の上よ黒きハろしやの皆とるへきする皮の靴とはけり磯吉齢廿八同様よ髪を紐幸太夫の結ひるやうのものを根とし作る衣うけ髪を根よ左ほ紺紗緋羅紗かの衣紐をうけ袴ハ猩々緋小黒き縁を取たる白き呉る台の天鵞絨の袴と屈白莫大小のふく履をはきそれハ幸太夫の履と違ひてみかろだしよハ樹色のこされまて続されど製ハ日本に似て地よ筆と並て居れとる〜して庭よ座しる新鉢す此國の人とは見へぬ和蘭陀人のうちに鬢髪それよも彼両人よ向とも此こそるところ其家よしして聊も虚説なし諸す千古の珎事なり

問

其方漂着船志る所ハ何と申地よや

答

あしつうと申所の嶋へ漂着仕此所よ四年逗留仕因食事奥乃志ほむし魚百合の根を喰（くらひ）黄白酒のごとくにいろし候ものの疏

ガラス使用

たへ唐山ハ女も多くに二本鼻ケ二本の角ある雨師も 日より あつき説

節を入れ書候其の体のハ自然ニ生れ物をハ云し 鯨の骨を竹の蛇に

あふ細工ニけづり長サ二三寸ニこしらへ煎じ用ゆ 当時常ハ候也

唐山ニハかむろ之男女とも多の毛を落し宛居候 又かかりニ

中地ハ病鍼ハ五嶽申し宗船の内六人死亡候 病所は日本ニハ尻及其

ちんくと申病ニ候（和蘭ニてしけると云ひしたり 不罷去ル症ナリ）此地之おそろしやの加比丹（かびたん）

（官名ニ有りこれハ 紅毛にもあり）ちもへ為ニ本とも申者ニ御座候。御本つくと申地ハ連渡され候 又かく

なるかりつゝ丸と申地ニ日年渡海候 此節ハ宝気一しきのか 何寒気の比かくにて

（かんとうし）製を忘れし桃の皮ニ而包日外おし出し物候そし 引合の生れ

耳鼻なども あくるへれば物を砥りて石のかくし かく御嫌ニ候家ニ入候気

うけ候へど たちまちに解散申候 麒光ハ忍くいるでしく 積歳申候 石の銭ハ丁子乳酸に

（国主の薬を加へ候をホウトル）ぬり候へで ひへ申候 必厳寒ニとうけ候へど 手足も積歳申其上国紙の

唐薬と申 右大の紙（私考赤ナラン）右惚ハ不被成の医師大きなる候とも 張紙（のこぎり）足を挽切（ひき）

焼酒を浸れ木綿のきれニ切口を包置申候 候薬宗ハ硝大ニ在申候

勿論療治あるハの中程申候 食物ニ銭ハ銅銭擦文ニて通用 古大の銭を牛圖

（私考麦カ）小菱なとを調銭十文を一日のかてに十分に候 云ふ 右の銭のちにハよく

御渡海不申不自由に候ふえ手かし それにつき地代年貢等も取申す者は高人に

御尋ねとも退て云うや 右者公儀とも 彼地の人よ御嫌様ひくする

あいさつめ候人とも 何ぞ日本へ渡海仕度存じ候者一向承不仕 兎角

家人をつかまき彼地渡海の事御話候人も一向承り不申候 中ニさてへ

女帝の御事ニ見不申候 又其私壱人卯ハ其 帝ハ当所候て在此

語申。きりると申籠本の危然ニ御座候ニを砌 女帝ハへちこるト申所ニ

浮在之被 私儀早速ら出安中 よくハ数多の女人出厳在リ

御諾 当座の花右ニ官女 女官のつくりしニ開（私考圓カ）漬候而ちふると用

浮拝謁候へとも浮気中とも申へ此女人を乗

女帝の御前ニよくも多い哉手かさているし出張申者数多相候而麦

女帝ハ手をさしのべ指先を私の手の上ニちつと取のせら被をいくされる

ふめにようニ仕度と申し（候）右花のごとく候先ハ初て帝へ見へ候時

の礼儀ニ仕申 渡海の節も早速御仰申候ニて 王城の様ハ

一両城ニニ申候ニ付（中）古る義純ニ候あるいを石きニ高きニ御座

六ヶ敷ニ仕候家の二重三重目に築山泉水なとをこしらへ花細なと作
申候下地を洞にいたりその上に土を入申家作の儀ハ土壁も平人の
住居もさ候て造作儀も無御座候

問

火災の儀いかゝに候哉

答

右申上候通家居六方土を以塗候間火災も希ニ御座候　殊地ニ
居候内無御座候得共二階の火事ハ三階ニ移不申候尤諸家なとにてハ
殊更移不申候商人家ハ焼候儀ハ無御座候　家内ハ無御座候或ハ
内造作ハ焼失仕候ての儀ニ御座候由承申候

問

城構のこしらへ大キなる自国（紅カ　塗カ）ましく候由見及不申候

答

城の外大造成ものも御座候　車のおふきさ此国の水車ニの端程ニ見へ申候

問

城門の名ハ魯西亜中興の帝伯多禄の儀ニ御座候由　見及不申候

答

伯多禄の像を霊廟ニ安置仕候宝庫ニ大なる磁石（ぢしやく）御座候得ハ大サ
（いかり）三百人斗の長ニ仕筋金を入つりさけ御座候そ石ハ百貫め程の
碇を掛て吸付居申候　磁石の頭ニ仕置　帆（ハ）碇を（紅カ　落カ）其もとしかへて吸取の遠ハ
申へきやう方の碇地ニ落申候て投候をもとしかへて件の碇巻あけ候の
ことく吸付申候

問

むかたらに石火矢御座候よし　見及候や

答

鋳口ニ入候向ニ弥仕る所をのべ候ニ申ひきさつ候申候長サ三百廿ともおんし
（申ニ）日本ニ大砲候得共焼落候由ニて強く大地へ打入候し堀石垣を致
其内へ下り候不及候て　いたし候得共廿日斗の間空ニ有之候所二貫余ニ
仕候右石の貫目ましく候由御山のことく御座候

問

駝（ダ）を見及び候哉

答

やくうつか、いるくうつかへ参り候節見申候　一躰鼠色にてことの外大く
脊ニ瘤（こぶ）ありし　路を旅の外かきものニ候　べるうぬと申候

問

たばこハ此方同様ニ候哉　如何申候哉　きせるハ如何のものにて候哉　又まて候哉

答

此方より下品ニ候やうにあり　たばこと申　きせるもやきものも有之　石煙管
水晶（すいしやう）にて天光をとり火にてたべ申候　粉たハたべ不申候　何成と鼻ニ入るよしと
申候へぞうらい申候

問

武藝ハけいこいたし候哉

答

右之外一向見不申候　兵卒のもの鉄炮（てつほう）をけいこ仕候を見物仕候
其のならしようを習申候　弓ハ侍（さむらい）の持候ている見及不申候　猟師のもち候を
見かけ申候　至てそまつのものにて　やはり吾邦の弓同様ニ候　又刃ものハ至
鈍（にぶく）一向切不申候　うかに荒（あら）砥（と）にて白研（とぎ）ニ候

問

国中とも都ハ人の往来のていハ如何ニ候哉

答

是ハ至て繁栄事ニ候　輿なども多く　立流（りつぱ）なる車の類多く
往来の市場へ遊山　輿の内四人にて乗申候　轎役国中の同輿にて
御座候　其外ハ身分御座候　女帝の御召ニも輿を用ひ候　其外ハかし
往来ハ余程多く申候　其人馬ホハ余程多く候

問

首にかけ候ものハ何ニ候哉　腰ニさげ候ものハ何にて候哉

答

腰ニ提候ものハ女帝より褒美ニ賜候　褒美（ほうび）ニて
めんだりと申ものニ候　片面ニ開祖伯多禄帝の
乗馬の像　片面ハ当今女帝あらてうかの像ニ御座候

是も女帝より賜申候此めんあかりを見ましものハ魯西亜（おろしや）国中

何方へ参りても麁略の取扱不仕候却して私共ハ別而大切ニ致呉候

いろいろ参りへ参り大船（とうせん）ニ而人を乞候全く其事の為と存候宅へ参り

一所にたべ候ゆゑ其ニ之存候

問

此問ニ付て　上にも御出　入御　漂流人ニ居合之衆取扱致度

相済候白洲へ被召出れ此度ハ和蘭人を換へ尋常ハ池縁之の

修羅泥破吉ハ其虎色多羅尼なり

問

さて右之事ニ魯西亜ニて救（きう）命下の恩をうけ厚恩絶（たへ）かたく存候事と存候

如何存居候哉大切ニ存居候やとは

答

恩儀ニ於ゐての事も絶てハ存不申候さりながら大切ニ存候此段の儀ハ寛容候

問

左様ニ思召ならは一所何成事を為て日本へ帰度申候哉

答

其段日本ニ而無差別如何候得共恩愛の情ニ而候かく人間食物も不自由

まて難儀仕るのみならず皆一言語ハ白ニ御分り不申故又心ニ任せる事も候へ共

二ヶ年命をうけ候らひくまら候得共仕度候ハお弱の事ニ候

問

言葉ハ覚候てハ無之候や

答

是とても少々ニ候得共海ことに書方之ある中々ニ此所ニ参りてハ一向通せ

仕事お為す何角ニ付不案利なる其の（私元のとおり）候只気ニ入申さる様の用ニ無之

申その事ニ御座候

問

帰国の義申渡候ハ何ぞ申付ハこれなしや

答

其中にも御役人海外の御前ニ候ハ世界の国々大船我国も交易通商せさる（これに）

日本の通信無之し此度漂流を送り申候ハ依之交易を兄続度事ニ御座候（さり）

おゝすまると申聞候ハ無之旨是ニ申含められ候此儀　帝よりも御仰渡候へく

ガラス使用

是ハ案内全ク右の役人の存寄を以申候事と推察仕候

問

彼地ニ而耶穌（やそ）宗門改宗いたし候者ハ十二日水をあびうしろを向て竈出（つぶさてき）し
其のちへハ名を改候由勿論名を改候折も水を浴せ候由見及候儀ニ御座候哉

答

洗礼のごとくにいたし候名を付候時ハいつも水を浴せ候事と存候へ七夜ニ小児の
名を付候節も大桶ニ水を湛へ小児を水中ニ三度ひたし候て名を付申候小児
ことの外なきさけ申候

問

宗門ニ入申候て在像の像見及申候儀ニ御座候哉

答

前ニも申上候通往来ハ割行申候何方へ参り候ても在像の像見候ても左と
咎（とがめ）候ものも無之候左右行の像もところ〳〵に見掛候

問

十文字ニいたし候ものを川ニみ候を見候や承り不申候（往来ハ）（是ハ切支丹の法器ニ御座候）

十五

答

是ハ家々の入口ニかけ人々の首ニもかけ申候名をばくるすと申候
但し十文字之ハ無之候長くひろがり横木を三本入候ものニ御座候耶蘇
人の宅ハ参り候得ハ参り候ニ先仏壇を拝し——それより主人ニあい
申候所縁の者も之人ニ咄を承候も仏壇をおがみ候
候ものハ皆安心致候仏のしるしと申候不浄と申候得者とて（口ニ唱へ候ヲ二字ヨン）と申候由
はかハち天の事を申候由承り及申候

問

硝子（びいどろ）を吹候を見候哉

答

私へちかき所へ知旅中方端々紙付候得ハぎやまんど申者ハびいどろ
いたし候所石役宅ニ参り候て見掛候石を粉にして山灰と小麦のこの
ごとき其の其ニ二品ほどのものをまぜ其の候是ハ取り候へともおしへ
不申候扨硝子を吹候ニハまつとくりのごとき物ニ吹竿ニ吹込山坂を
そと節を致し宝国ニへ候物を右之節より二ツ口破申候ニ割候よふニ
致し候石を三方ニ置きてぬり其を紙ニ流れ内へ入るべき候ものハ是を見候所ハ病気のひ候たくうえ候

問

塩の製法見及候哉

答

随分見物仕候地を堀候處竈をいけ原板を以て釜を仕なくあな明け右之
左右松杉の類を焼して暗なふき事を流して一度をうけ申候火とり時ふたを
生菜を塩漬ひ蒸焼に仕候物で下の竈に自然小為り申候 塩者升
出来候て上に氷の如く 候 流へいにのミ申候

問

毛氈の織候を見候哉

答

是ハ見物仕候獣羊の毛を繕て穿掃に織上候帯水を吹毛の硬を
刷もまて出来り候様申候

問

魯西亜（おろしや）ののみかどの住城の都日数このくらゐ御座候や

答

さのミ難さやうにも無之申候只六月より九月迄とハ夜中ほのかにあるく
日雲居まり候きに伏ふまて細く渡り其の内に暁なしまよひ申候なしと
候様

問

何そ忠孝と存事に従ひ候様に存候哉

答

さまて忠孝と申儀ニも無之申候只おそらく他ハ彼地の気強き候様
宝物なと申ハ通耳鼻の高き者も是れ候得共是程忠孝ハ無之候

問

唐ハ年中寒候哉

答

大抵夏中居候ニ寒冬の頃今秋の末までハ寒るなく候印もらこ
しかし申候霰く降も羽とより腹のまくりにまよひ無き玉子をとり
食料に仕候雄の羽ハ鳩三四十羽附近十人玉子の味ハ鶏卵のことく候様

ガラス使用

問

むさゝ亀。又あふい頼る石橋有し由被見候哉

答

其橋ハ損じ当時ハ橋を仮橋をかけ往来仕候

問

彼地ニ日本のことを存居候や

答

何事もよくよく存居り日本の事を詳に記し出板并絵図抔も見及申候日本ニてハ桂川甫周中川淳庵抔と申候名をも何も存申候日本の事を書物の中ニも名の出有之候様承申候（〇中川淳庵ハ若州の侍医なり往歳病死）

問

水車風車ハ見及候や

答

水車ハ羽根足段ニ致し大造なるものニ候て急流川ニも相用申候風車の事ハ存知不申候

問

都の台ニ彼国の様子ニ彫付ニも有之候や見及候哉

答

一見仕候処文字抔分不申候瓦ニ御紋様成る絵も無別仕立候私共帰国の節度々若者ニ渡り候処日本へ通船仕り候振合承り及候処紅毛人ニ彼より日本へ送り其振ニ致候処おろしやの手段を以（私考数ケ）送り居申由候海上ハ何程ありとも申とおなしく候得とて三年掛り申候尤此節両国人ハさかりに毎月掛申候根致り候得て至相引し候ハ申候て紅毛人ニ相頼み存居り同国の様申渡されハ承申様子を永く氷の上を成丈けに申候を人ニ伝へ申候様掛申候様の外ニ其きとの之此度へおもむくる。又蘭物の地図その様鶏の様地図ハ伝承の足ね伝り申候を存居之延調之申候お彼国者共今係申居候せハ伝候や存銅之処のことを為申候当今ハ無常之御名ハありてゐる。あれきさせゐ。と申候先年六十ニ右子の御名ハぱうろひ。と申候右之十九ありしきんハあれきさんでる。ぽうろいち。と

ガラス使用

中んはて年去まへいとんもたんちんはうらいちよ十いはて年十にはかとれて

右件の問答終て後二人の漂流人ハ暇を賜ひ雉子橋の外なる
御厩（私云厩カ）の宿りに帰へる寔に昌平大和の御代に生れ
御所近侍ふまつる身なりしかはかゝる事とも見聞ぬるまゝ
忘れもやらて捨へきにもあらねはとて摘録き留てひそかにしるす
録而已

侍醫法眼桂川甫周国瑞誌

6591

35
二〇 止

享和四年子正月
御年礼出府（外桜田[illegible]忠兵衛）旅宿にて写
西尾内記

862
8

862
8